

# わたしは消費者

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/kyouiku/shouhisha/>

- 消費者教育の実践に役立つ教材の開発と普及  
—身近な教材・体験型教材の活用に向けて—  
.....1~4
- 授業に役立つ 消費者教育教材・支援事業等一覧  
.....5~7
- 学習のヒント～人・場所・実践～ .....8  
学校における教育実践プランに対する助成  
～シティ・サクセス・ファンド～

東京都消費生活総合センター

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1

電話 03 (3235) 1157

No. 118  
発行

平成21年12月1日

## 消費者教育の実践に役立つ教材の開発と普及 —身近な教材・体験型教材の活用に向けて—

(財)消費者教育支援センター 主任研究員 中川壮一

### はじめに

東京都消費生活総合センターが開催する「消費者問題教員講座」では、消費者教育の実践にすぐに役立つ教材や実践の情報を求め、多くの教員が毎年参加しています。実際、教員講座では東京都をはじめ、消費者教育支援センターなどの関係団体が作成した教材とその実践例の紹介が行われており、食や契約、情報、環境などの各分野の講義でも、豊富な教材資料・情報が提供され、教員の人気を集めています。

本稿では、学校の教育実践で使われる「教材」に焦点をあて、(1) 既存の消費者教育の教材の活用とその課題、(2) 学校の教員が消費者教育の観点を踏まえた教材を作成する場合の工夫、について述べたいと思います。

### 1 消費者教育のための既存教材の現状

まず、学校における消費者教育の実践に使える「教材」として、どのようなものが制作・提供されているのでしょうか。

東京都消費生活総合センターでは、小・中・高等学校の児童生徒および教員向けの読本、ビデオやDVD、CD-ROM教材、さらに「東京くらしWEB」でもWeb版消費者教育読本などの多彩なコンテンツを制作しています。消費者教育支援センターでも、消費者契約に関する副読本や、悪質商法を扱ったゲ

ーム教材などを制作しています。また、内閣府や文部科学省などの関係省庁や東京都以外の地方公共団体、企業・業界団体などでも様々な教材資料・情報誌を作成しており、学校に配布をしたりWebに掲載して情報提供をしています。

既存の消費者教育教材の現状と課題については、平成18年度に内閣府で実施した「消費者教育の総合的推進に関する調査研究」<sup>1)</sup>で、主に国や地方公共団体が作成する教材資料を収集・分析した結果がまとめられています。

同報告書では、「全年齢層を通じて、学習支援者がどのような場面でどのように使えば効果的に学習できるのかを教示するプログラムが不足しているため、容易に学習を実行に移しにくいという課題がある」とし、教材を有効活用するための仕組みを作ることの必要性が指摘されました。さらに、学校教育段階に相当する「児童期」「少年期」の教材・プログラムについては、「一定量存在するが十分活用されておらず、教員、地域内人材、企業・団体の専門家が学習支援者として想定されているが、十分活用されていない」との課題が出されました。

また、消費者教育の領域（「安全」「契約・取引」「情報」「環境」の4つの分野）と対象（ライフステージ）に応じて既存の教材を分類した結果、「契約・取引」の分野での、消費者トラブルの注意喚起

を主たる内容とする教材が多く見られ、教員講師向け資料は少ないとされています。

### 2 教材制作・提供側の課題

平成19年度の内閣府の調査研究<sup>2)</sup>では、都道府県・政令市の地方公共団体の中から、教育の担い手(学習支援者)が使う教材を作成しているところをヒアリング調査し、行政機関が消費者教育教材を作成するときのパターンや課題をまとめています。

消費者行政部局が教材を作成するときのパターンとしては、(A)教材開発型(自主開発、共同開発、転用など)、(B)教材作成転用型(活動支援、教材情報収集・提供)、(C)教材発掘型をあげ、中でも消費者部局と教育部局との連携による教材開発では、教材作成委員会(研究会、ワーキング・グループ)などを組織して、教員・指導者向けの資料・手引きを作成する場合には、学校教育関係者の視点・意見が反映されたものになっており、より望ましい教材ができる可能性があります。

また、消費者教育の場合、学校の教員に限らず、消費者行政の職員・相談員や地域で活動する消費者団体・グループが担い手として、学校に出向いて出前講座をしたりするということがあります。地域の啓発活動に利用するこれらの担い手が作成する教材や活動に対し、資金や情報面の支援を実施しているところも見られました。消費者教育教材のライブラリーを整備している自治体もあるので、学校の教員等が教材を利用・作成するときに役立つ情報が得られるかもしれません。

ところで、国および地方公共団体では、消費者政策の計画を定める「消費者基本計画」を策定し、その中で消費者教育に関する施策の方向性を示しています。国が平成17年から5年間の重点施策をまとめた基本計画の中に消費者教育に関する施策も盛り込まれており、「消費者問題の変化に即応した教材及

びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む」とされました。

また、新しい学習指導要領においても、例えば、中学校技術・家庭科の内容の取扱いでは、「実習や観察、ロールプレイングなどの学習活動を中心とするよう留意すること」といった事項が見られます。消費生活に関する実践では、児童生徒の生活技能・実践力を養うためにも、主体的な学習・活動を促す教材が求められる一方、ロールプレイングなどを授業で取り入れたことはない、やり方がわからないといった教員も当然います。

ロールプレイングやゲームなどを授業でうまく導入すれば児童生徒の動きのある活動、積極的な意見交換も可能となります。しかし、演技や点数などに目を奪われてしまうと、肝心の消費者問題についての考察がおろそかになってしまいかねません。課題(ワーク)を明示したり、演技やゲーム後の振り返りで意見交換をしっかりと、身近な事例や人物を取り上げた教材に改良するといった工夫も必要になるでしょう。

### 3 教材の表彰と利用の目安

既存の教材の中には、企業・業界団体がCSR活動の一環として作成したものや、教材会社等が有償で販売する教材も含まれます。

消費者教育支援センターで実施している「消費者教育教材資料表彰」では、企業・業界団体が作成した教材、行政機関が作成した教材を隔年で募集・表彰しており、印刷資料、視聴覚、実験キット、ホームページの各部門があります。企業・業界団体対象で優秀賞に選ばれた教材資料は、翌年の学校の教員によるアンケート結果などをもとに最優秀賞を選出

#### <(財)消費者教育支援センター作成教材>

#### ロールプレイングで学ぶ消費者トラブル 君ならどうするこんなとき!

- 学校の授業や消費者啓発などですぐに活用できるように若者から高齢者にいたる様々な消費者トラブルをシナリオの形にして収録。
- さらに話し合いを促すための観点、ワークシート、参考になるアドバイスを掲載。

■販売価格 1,500円(税込み) 送料が別途必要です。  
■問い合わせ先 (財)消費者教育支援センター 資料販売係  
TEL03-5919-4541



しており、受賞教材には表彰のシールが貼付または印刷されています。

教材の審査にあたっては、教育現場で使用しやすいという観点から、公共性（企業色の程度）、独自性、創意工夫、対象（年齢）に適した内容・表現、情報の新しさ、差別表現の不使用、視覚的な見やすさ、入手の容易さ、ワークシートや教員用手引書の有無などを評価しています。最近の受賞教材では、教員用の指導資料が添付されているもの、必要な教材教具がキットになったものなど、学校の教員がすぐに利用してもらえそうな工夫・配慮をしているものが多く見受けられます。中には、教育関係者や専門家による監修・協力で学習指導案が添付されているものもあります。

これまでに表彰を受けた教材資料については、消費者教育支援センターのWebサイトを参照してください。<sup>3)</sup>

#### 4 教材情報の集約

##### ー「消費者教育ポータルサイト」の試み

消費者教育に活用できる教材の表彰のほかに、教材に関する情報を集める動きとして、内閣府で「消費者教育ポータルサイト」の構築に向けた事業が行われています。すでに試行版のWebサイトが公開されており、「消費者教育の体系化」で明示した4つの対象領域とライフステージにそって、教材情報の整理・紹介が行われています。<sup>4)</sup>

すでに金融経済教育の分野では、金融広報中央委員会が運営する「知るぽると」があり、食育・食農教育、情報教育、環境教育などの分野でも、教材や実践事例を集めたサイトも見受けられます。教材とその実践事例（指導方法）に関する情報の収集・蓄積、検索などの利便性が図られる一方で、その運用のためには、膨大な情報の整理・更新作業が必要となります。

また、教材の作成にともなって発生する「著作権」が、教材の配布・普及にとって大きな課題になります。著作権法第35条で、学校の授業で使う場合には必要最小限度の複製が例外的に認められていますが、有償で販売されている教材の複製など、著作権者の利益を不当に害するような場合は認められないので注意が必要です。無償で自由に使える教材は、利用する側からすれば有難いことですが、教材を制作する側にとっては、より良い教材を作成しようとする誘因でもあるので、教材によっては複製が認められないものもあるので注意が必要です。

ポータルサイトで教材の使い方についての質問や問い合わせ、実践に関する情報などが入手・交換で

きるようになると、教材の作成者と利用者双方にとって有益な情報を交換できる場となる可能性があります。現在、掲載する教材の審査基準、運用規定等を検討しており、利用する教員や学習支援者にとって使いやすいサイトが構築されることを期待しています。

#### 5 消費者教育の教材づくりに向けて

学校の教員が、消費者教育の観点をもつ教材をつくる場合には、どのような点に配慮したらよいのでしょうか。

国や東京都のような地方公共団体が作成している教材資料は、必要な情報が網羅された「汎用性」の高いものが多いので、それらを参考にしつつ、各教科や学校・地域の特色・資源を取り入れた教材づくりも可能です。消費者教育を家庭科や社会科といった教科で行う場合には、教科の目標や内容と消費者教育の観点を考慮すれば、家庭科や社会科などにおける消費者教育の実践ができます。

小学校家庭科および中学校の技術・家庭科では、新学習指導要領において「D 身近な消費生活と環境」という分野ができました。「A 家庭生活と家族」「B 日常の食事と調理」「C 快適な衣類と住まい」の内容と関連づけながら学習することが期待されており、A～Cの調理実習や衣生活・住生活の学習のところでも、商品の選択や消費者（幼児～高齢者）の安全、廃棄物の適切な処理・管理といった消費者・消費生活の観点を関連づけて展開することができます。

そこで、消費者教育の観点を活かすには、まず第1に、対象となる児童生徒の消費生活の実態、興味関心を知ることが必要です。

##### <東京都消費生活総合センター作成教材>

##### ●高校生向けWEB読本

##### 「みゃーもと先生の『できる消費者』パーフェクトガイド」



プライバシーや家庭の事情などに配慮する必要はありますが、過去の実践事例の中には、PTA・保護者会の協力を得てアンケートやヒアリングをしたり、学級通信を活用した例もあります。家庭でのお金や携帯電話、インターネットの利用、ライフスタイル診断、地域のエコ活動などについて児童生徒自らが調査をしたり、調べてきたことを図表やグラフに表現したり、工夫やアイデアを発表・提言するといった活動に発展させることも可能です。

第2に、消費者問題を考える視点を養うために、消費者や被害者の心情・心理を疑似体験するロールプレイングやシミュレーション教材などを活用することが考えられます。

「どうして消費者はだまされてしまうのか?」「どうして事故・偽装が起きてしまうのか?」「どうしたらトラブル・被害を防げるのか?」といった、消費者として解決しなくてはならない問題、消費生活上の疑問や課題を明らかにしていくには、身の周りの商品やその使い方を調べたり、消費者の声・相談事例に触れる機会をもつことが求められます。実際、消費者団体や行政機関でも、様々な消費者トラブルの相談事例などをもとに、カルタや紙芝居といった啓発資料を作成しているところもあります。

第3に、専門家を巻き込むことでより内容の濃い、最近の内容を教材に盛り込むことができます。消費者問題に取り組む弁護士や司法書士、消費生活センターの相談員などにインタビューをしたり、外部講師として協力を得ることで、より切実な話題・事例が提供されることもあるでしょう。また、ものづくりや販売のプロなどからアドバイスを受けることで、児童生徒の制作活動や調べ学習などにも熱が入ることもあるようです。

ところで、消費者教育で扱う内容が児童生徒の身近な問題であることから、教材も、児童生徒に身近な消費生活に関するモノ・コトが扱えます。例えば、商品のチラシや広告、テレビCM、調理実習のための食材や容器・包装、遠足や修学旅行に持っていくお菓子やお金なども、商品の選択のために価格や品質、予算といったことを考え、比較したりすることで、消費者教育の観点をもつ「教材」となります。

また、より安全で安心できる社会にするために、消費者として何ができるのか、消費者としての自覚、権利や責任意識を育て、企業や行政の役割や働きに関心をもつための教材、ディベートやディスカッションなどの手法も活用できるでしょう。

このほか、教室に持ち込めるモノに限らず、地域の商店やショッピングモールなどでの取材や販売活動、インターネット・ショッピングやネットトラブ

ルの疑似体験、あるいは地元の生産者や販売者を学校や教室に呼んで、生の声を聴いたりする、いわば「生きた教材」も消費者教育の実践では大事な役割を担います。

### おわりに

教材の作成者と利用者が異なる状況では、制作者側から利用者側にその制作意図・内容・利用方法などに関する情報が適切に提供されることや、情報交換の場が必要です。教員講座や研修会、ワークショップへの参加やWebやメーリングリストなどのICTの活用もこれから欠かせなくなるでしょう。

また、教育関係者の間でも、教材とその実践に関する情報交換を活発にすることで、教材や実践内容の向上や普及が図られることとなります。特に消費者教育に関しては、消費生活の側面だけでなく、実はものづくりや販売体験などから学ぶことも多く、情報教育や環境教育など、関連する分野の教材・実践にも関心をもつことが望まれます。消費者としての自立を促すユニークな教材・実践が広がることを期待しています。

### <註>

- 1) 内閣府「消費者教育の総合的推進に関する調査研究」報告書（平成18年度）、三菱総合研究所受託事業。
- 2) 内閣府「消費者教育の総合的推進方策に関する調査研究」報告書（平成19年度）、新情報センター受託事業。  
報告書の全文は、下記で公開されています。  
<http://www.consumer.go.jp/seisaku/caa/shohishakyouiku/2007suishin/2007suishin.html>
- 3) 「消費者教育教材資料表彰」（企業・業界団体および行政機関対象）とその受賞教材については、下記のサイトをご覧ください。  
[http://www.consumereducation.jp/nice/project/c\\_cont/](http://www.consumereducation.jp/nice/project/c_cont/)  
[http://www.consumereducation.jp/nice/project/g\\_cont/index.html](http://www.consumereducation.jp/nice/project/g_cont/index.html)
- 4) 「消費者教育ポータルサイト」（試行版）は、下記で公開されています。  
<http://www.consumer.go.jp/portal/>

# 授業に役立つ 消費者教育教材・支援事業等一覧

人気のビデオ・DVD、最新の読本、その他学校での実践に役立つ教育事業を中心にまとめました。

## ビデオ・DVD・CD-R

番号	タイトル	主な対象 (時間)	形態	内容
①	悪質商法ネタばらし ～若者を狙うだましの手口	中・高校生 (30分)	ビデオ DVD	ナビゲーターのマギー審司が、10代、20代の若者が被害にあいやすい4つの悪質商法の手口を、マジックを披露してネタばらし。ビデオは商法ごとの再現も可能。
②	ぼくたちの体験 悪質商法三つの場合	特別支援学校 (高校生) (18分)	ビデオ	知的障害のある3人の若者が巻き込まれたトラブルをドラマ仕立てにして、その原因、見破る知識や救済方法を解説。場面の一部にアニメーションを使い、親しみやすく、視聴者が主人公の体験に共感しやすい内容。
③	危険がいっぱい 体験！悪質商法の手口	高校生	CD-R	悪質商法の勧誘のきっかけやセールストーク、契約までの経緯などを再現した疑似体験ストーリー。代表的な悪質商法の解説、被害後の対応などをまとめた「悪質商法事件ファイル」もあり。学校の授業用に40枚をセットにした貸出も好評。
④	麻衣子と学ぼう！契約ルール	中・高校生	CD-R	悪質商法手口の体験、クーリングオフのクイズ、ネットショッピングなど、悪質商法や契約ルールについてゲーム感覚で学べる。学校の授業用に40枚をセットにした貸出も好評。
⑤	ネットのトラブル、ブルブル	中学生 (19分)	DVD <b>NEW!</b>	迷惑メールや学校裏サイト、ネット対応型ゲーム機でのフィッシング詐欺、コンサートチケットを盗にした「オークション」の罠など様々なトラブルに巻き込まれる中学生。奇妙なロkker風ラッパーのナビゲーターがテンポよく解説。
⑥	ケータイ。ネット社会の落とし穴 (vol.1～3)	小・中学生 (各30分)	DVD	新しいメディアの「影」の部分、小中学生がはまりやすい罠とその対処方法をドラマ形式で紹介。架空請求と個人情報、メール交換と友達関係、掲示板となすまし、ブログのランキング競争が招くトラブルなどが題材。
⑦	アリtoキリギリスの!! 多重債務にご用心	高校生 (22分)	ビデオ	借金返済のために借金を繰り返す若者が法律事務所を訪れ、多重債務を解決していくドラマ仕立て。身近で手軽なものになったキャッシングやクレジットが「借金」であることをわかりやすく解説。
⑧	それでもお金借りますか？ 多重債務の落とし穴	高校生 (27分)	ビデオ DVD	バイクを買うために無人契約機でお金を借りようとやってきた若者に無人契約機が語りかけるという設定。リボルビング払いで安易に買い物を続けるなどの結果、多重債務に陥った若者たちの悲惨な姿が強い印象を残す。
⑨	図解！よくわかる 暮らしの製品安全知識	一般 (18分)	DVD <b>NEW!</b>	キッチン、リビング、寝室など家庭に潜む危険や安全知識を紹介。アニメーションによる事故事例も交えて事故の原因や法制度、救済制度をわかりやすく解説。
⑩	林マヤの かしこく活かそう！食品表示	一般 (28分)	ビデオ	「スーパー目安」の若き二代目「目安健太」がレクチャーを受けるという設定で、生鮮食品、加工食品、保健機能食品など様々な食品表示のチェックポイントをテンポよく紹介。
⑪	冷蔵庫から“食”を考える	一般 (20分)	ビデオ DVD	毎日多くの食品を詰め込まれている冷蔵庫を主人公に、日本の食糧事情、フードマイレージ、世界の食糧事情、地球環境保護までわかりやすく解説。

## 学校への出前講座・講師派遣

分野	内容例 (講師)	費用	実施機関
学校向け 悪質商法被害防止講座	悪質商法、携帯電話、インターネットトラブル等 (東京都消費者啓発員)	無 料 (生徒・学生対象)	東京都消費生活総合センター
消費者問題一般 (実験講座含む)	一般講座：食品表示の読み方、最近の食事情 金融商品の知識 など 実験講座：食生活(糖度、塩分等) 衣生活(ドライと水洗い、繊維の識別)など (東京都消費者啓発員)	原則として有料 但しPTA主催等 は無料	
生活設計・金融	子供の金銭教育、金融についての基礎知識 など (金融広報アドバイザー)	無 料	東京都金融広報委員会

## ☆ 学校向け悪質商法被害防止講座とは ☆

- ・キャッチセールス等悪質商法や携帯電話のトラブルによる被害とその対策を、若者自身に実感してもらうために、消費生活総合センターと学校や先生方が協力して行っています。
- ・1時間～2時間程度。家庭科のクラスの授業として、1学年全体としてなど様々な方法で、できます。

- ・被害の実例はインパクトが強く、心に響いた。
- ・困ったときには消費生活センターに相談することに気づいた。
- ・悪質商法の勧誘の「断り方」の実践指導が参考になった。
- ・フィルタリングサービスについて知らない生徒が意外に多いことがわかった。
- ・個人情報を安易にインターネットに載せている生徒がその危険性に気づいた。

など

昨年度開催 72校  
受講者 7,334名

参加者の感想は・・・

## 読本・リーフレット等

分野・名称等	主な対象	形態	内容	実施(作成)機関	
契約全般	おしえて！ キッズ博士 けいやくの疑問？ ★完全攻略クイズ	小学校 中・高学年	Web 読本	キッズ博士が次々に出す「けいやく」クイズに答えながら架空請求、返品約束、クーリングオフなどの知識を身につけていく。保護者も一緒に答えたり、失敗談を話したり、親子でお金や契約を話題にするきっかけとしての活用も期待される。 (ホームページ「東京くらしWEB」)	東京都消費生活 総合センター
	情報社会を泳ぎきる！ かしこいヒツジへの道	中学生	Web 読本	ネット上で友達に悪口を言われた！ブログやプロフを荒らされた！こんなことがあっても「中学生だから関係ない」と思っているカシコイ「つもり」のヒツジ君が、正しい知識を身につけて、かしこいヒツジ君になっていく。わかりにくいインターネットやケイタイのトラブルをわかりやすく解説。 (ホームページ「東京くらしWEB」)	
	みゃーもと先生の 『できる消費者』 パーフェクトガイド	高校生	Web 読本	お人好しで物を頼まれたら断れない性格のトオルと活発なお姉さんのミカの二人の高校生が、担任の「みゃーもと先生」のアドバイスのもと、被害に遭いやすいトラブルやその対処法を契約クイズ方式で学んでいく。テンポがよい展開で進行し、最後には生活の様々な場面でわかる消費者の権利まで学習できる。 (ホームページ「東京くらしWEB」)	
消費者問題全般	消費者教育 ポータルサイト (試行版)	小学生 中学生 高校生 一般	Web 印刷物	国の各省庁や団体等により作成されている様々な教材を容易に検索・選択できる。  ☆領域別検索と関係省庁・団体 〈安全〉 商品の安全性に関する教材 〈契約・取引〉 契約の意味・内容についての理解に関する教材 〈情報〉 情報通信、知的財産権、個人情報等についての教材 〈環境〉 環境に配慮した商品選択や廃棄、環境保全に関する教材  ★ライフステージ別検索も可能 幼児期・児童期・少年期・成人期・高齢期の5段階 (内閣府ホームページ)	内閣府  【関係省庁・団体】 内閣府 総務省 金融庁 文部科学省 経済産業省 厚生労働省 環境省  消費者教育 支援センター  金融広報 中央委員会 等
	企業・業界団体の 消費者教材	小学生 中学生 高校生	印刷物 DVD ホーム ページ 等	企業・業界団体が作成した資料のうち、学校等の消費者教育現場で活用できる教材として表彰されたもの。学校での授業等に活用の場合、無償で提供される。隔年実施。	(財)消費者教育 支援センター

助成金・実践紹介・コンクール

分野・名称等		内 容	実施機関
助成金	学校における教育実践プランに対する助成 シティ・サクセス・ファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活や企業活動、金融・経済に関わる観点を含み、創意工夫が盛り込まれた実践に対して助成。</li> <li>学校部門（小学校・中学校・高校・高等専門学校・特別支援学校）と個人部門（上記学校の教員個人）とがある。</li> <li>毎年4月頃募集開始。6月頃決定</li> </ul>	シティ (財)消費者教育支援センター
消費者教育 実践紹介	金融経済教育モデル事業	多重債務問題の未然防止のため東京都多重債務問題対策協議会が開発した教材を活用して、都内の協力校において、各学校が工夫した方法で授業や講座等を実施。	東京都及びモデル事業実施区市町村の小学校、中学校
	消費者教育シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>当年度のシティサクセスファンドの贈呈式において昨年度の助成対象となった実践を教員が発表。</li> <li>毎年8月頃</li> </ul>	シティ (財)消費者教育支援センター
	金融教育公開授業	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融教育に関する実践事例を紹介。</li> <li>学校関係者、生徒、保護者等が参加。</li> <li>毎年10月頃</li> </ul>	主催：金融広報中央委員会 東京都金融広報委員会 後援：東京都
	授業公開サイト「教育の現場から」	毎月1回、消費者教育、経済教育、金融教育、生活設計教育（キャリア教育）、生命保険教育などについての授業に取り組んでいる先生方に、その授業内容を公開してもらっている。	(財)生命保険文化センター
論文・作文 コンクール	「金融教育を考える」	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の幼稚園教諭、小・中・高校、高等専門学校教師、大学生・大学院生、大学教官等を対象。</li> <li>金融経済教育についての研究結果、提言等。</li> <li>毎年9月頃 ・賞状賞金授与</li> </ul>	主催：金融広報中央委員会 後援：金融庁、文部科学省 日本銀行ほか
	「金融と経済の明日」	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の高校生及び高等専門学校生を対象。</li> <li>毎年9月頃</li> <li>賞状奨学金等授与</li> </ul>	
	「おかねの作文」	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学生を対象</li> <li>毎年9月頃</li> <li>賞状賞品授与</li> </ul>	

教員講座・セミナー

名 称	内 容	実施機関
消費者問題 教員講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>都内の小学校、中学校、高校、高等専門学校、特別支援学校の教員、栄養士の方々を対象</li> <li>毎年7月から8月の2週間程度の期間に開催。</li> <li>消費者問題の各分野にわたる専門家による講義、学校での実践事例紹介、消費生活総合センター職員による実験講座等連続の16講座。</li> <li>受講料無料</li> </ul>	主催：東京都消費生活総合センター 後援：東京都教育委員会、 東京私立初等学校協会、 東京私立中学高等学校協会
教員を対象とした 消費者教育講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校、中学校、高校、高等専門学校、特別支援学校の教員を対象</li> <li>例年、3月下旬開催</li> <li>消費者教育に関する専門家の講義、学校における実践報告、模擬授業体験、発表・意見交換（グループ形式）</li> <li>定員 30名、受講料 1,000円（教材費等含む）</li> </ul>	主催：(独)国民生活センター 講座運営：(財)消費者教育支援センター
教員のための 金融教育セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校、中学校、高校の教員を対象 ・例年、夏期1回東京で開催。</li> <li>講演、学校教育における実践事例の報告、ワークショップ等</li> <li>定員 150名程度 受講料無料（交通費宿泊費は参加者負担）</li> </ul>	主催：金融広報中央委員会 後援：文部科学省、金融庁、 東京都教育委員会、 日本銀行 等

若者向け悪質商法被害防止啓発ポスター・リーフレット（“カモかも”シリーズ）も配付しています。教材としてご利用下さい。

☆☆☆ 消費者教育教材等に関する問い合わせ先 ☆☆☆

東京都消費生活総合センター活動推進課学習推進係  
電話 03-3235-1157 FAX 03-3268-1505

## ！学習のヒント！～人・場所・実践～

### 学校における教育実践プランに対する助成 ～シティ・サクセス・ファンド～

#### ■「シティ・サクセス・ファンド」とは？

シティ・サクセス・ファンドは、金融機関のシティが米国で1988年に開始した教育助成プログラムで、現在までに米国をはじめ香港、インドネシア、韓国などでも行われています。

日本では（財）消費者教育支援センターが、この助成を受けて毎年、全国の小・中・高等学校等から金融経済教育・消費者教育等に関する教育実践プランを募集し、創造性と独自性の高い実践プランに資金を助成しています。2004年の開始以来、これまでに152件のプランに助成が行われています。

#### ■助成の対象となる実践プランとは？

次の2つの要件を満たすことが必要とされます。

- ①消費生活や企業活動、金融・経済に関わる観点を含んでいるもの。  
⇒環境や情報、福祉、キャリアなどに関わる内容や領域でも、消費生活や金融・経済に関わる観点があれば対象となります。
- ②学習内容・方法に創意工夫が盛り込まれているもの  
⇒ワークショップやインタビューなどの方法を取り入れたり、他教科との連携や家庭・地域と協力して取り組む活動など、児童生徒がいきいきと主体的に取り組める体験的な学習活動であることとされています。

年度	対象	実践テーマ
第1回 2005	小	愛あむ大島～未来へつなぐ～
	小	生活実感を重視した消費者教育の実践
第2回 2006	小	とことんECO ACT8!! ～環境・食の問題から世界のくらしを見る～
第3回 2007	中	どうする地球温暖化対策 ～「四ッ谷走井」地域の地下水の有効利用
	中	校内LANを利用した経営シュミレーションゲームの展開
	高	北海道修学旅行（ファームステイ）をふまえた文化祭クラス企画『産直販売』による消費者教育
第4回 2008	小	食材の何を見る？ ～ネットスーパーの活用から消費者の目を養う
第5回 2009	小	現校舎最後の1年！「一日野米」を次の校舎につなぐ ～一人一鉢やたんぼづくり 生産者視点から見えてくるもの～
	中	身近なトラブル・金融問題について調べ、デジタル紙芝居を作成しよう！

#### ■応募できるのは？

「学校部門」と「個人・グループ部門」があります。

- ①「学校部門」  
小・中・高校、高等専門学校、特別支援学校の、学校、学年、教科全体等での取組として、学校が応募します。
- ②「個人・グループ部門」  
教員個人、複数校の教員グループの取組として、個人が応募します。

#### ■助成金の額や対象は？

学校部門は50万円、個人・グループ部門は20万円が上限です。

対象になるのは、

- ① 教材教具の購入費  
制作道具類、実験実習キット、観察観測機器、制作物の原材料（木材、植物の苗等）、図書、文具など
- ② 児童生徒（教員）の調査発表のための交通費、外部講師等の交通費など

#### ■募集の時期と申請方法は？

概ね毎年、4月上旬から6月中旬に募集があります。申請書類を（財）消費者教育支援センターにある「シティ・サクセス・ファンド」事務局のホームページからダウンロードして記入し、電子メールで事務局あてに提出します。

申請内容は、実践のねらい・目標、内容、スケジュール、助成金の使用計画などです。

なお、申請にあたっては学校長の承諾を得ておく必要があります。

#### ■助成が決まるのはいつ？

選考委員会による審査を経て、概ね毎年、6月下旬に選考結果が発表され、助成金贈呈式が7月に開催されます。

助成を受けた実践については、次年度の贈呈式で、先生方による発表が行われます。また「実践報告集」も作成され、関係者に配布されます。

#### ■皆様の活用が期待されています！

過去に助成対象となったすべての実践の概要について、「シティ・サクセス・ファンド」事務局のホームページに掲載されています。

<http://www.consumer-education.jp/CSF/>

これらの実践を参考に、あなたも来年の応募の準備を進めてみませんか？